○ 土地改良財産共有対価交付金交付要綱(昭和48年3月19日付け48構改B第931号農林水産事務次官依命通知)一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

| 改 正 後 | 現 行 | | | | | | |
|--|---|--|--|--|--|--|--|
| 第1条・第2条 (略) | 第1条・第2条 (略) | | | | | | |
| | (交付金の請求) 第3条 都道府県は前条第1項の交付金の交付を受けようとするときは地方農政局長の定める日までに別記様式第1号による交付申請書 <u>正副3部</u> を地方農政局長に提出するものとする。 | | | | | | |
| 第4条~第7条 (略) | 第4条~第7条 (略) | | | | | | |
| | (精算報告書) 第8条 第4条により交付金の交付を受けた都道府県は地方農政局長の定める 日までに、別記様式第2号による精算報告書 <u>正副3部</u> を地方農政局長に提出す るものとする。 | | | | | | |
| 第 9 条~第 11 条 (略) | 第 9 条~第 11 条 (略) | | | | | | |
| 別記様式第1号 | 別記様式第1号 | | | | | | |
| 年度土地改良財産共有対価交付金交付申請書 | 平成 年度土地改良財産共有対価交付金交付申請書 | | | | | | |
| 文書番号年月日 ○○農政局長 北海道にあっては農林水産省農村振興局長、 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 ○○県(都府県)知事氏名 | 文書番号 年月日 ○○農政局長 総合事務局長 ※ ・沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 ・○○県(都府県)知事 氏名 | | | | | | |

| 年 月 日付けをもって決定通知のあった交付金、金 円を土地改良財産共有対価交付金要綱第3条の規定により交付されたく下記の計画表を添付して申請する。 | 平成 年 月 日付けをもって決定通知のあった交付金、金 円を土地改良財産共有対価交付金要綱第3条の規定により交付されたく下記の計画表を添付して申請する。 | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|--|
| 記(略) | 記(略) | | | | | |
| 別記様式第1-1号(略) | 別記様式第1-1号(略) | | | | | |
| 別記様式第2号 | 別記様式第 2 号 | | | | | |
| 年度土地改良財産共有対価交付金交付申請書 | 平成 年度土地改良財産共有対価交付金交付申請書 | | | | | |
| 文書番号 年月日 ○○農政局長殿 (別記様式第1号に同じ。) ○○県(都府県)知事 氏名 | 文 書 番 号 年 月 日 ○○農政局長 殿 (別記様式第1号に同じ。) ○○県(都府県)知事 氏 名 <u>⑪</u> | | | | | |
| 年度において、下記のとおり <u>土地改良財産共有対価交付金</u> を交付したので、土地改良財産共有対価交付金交付要綱第8条の規定に基づき報告する。 | 平成 年度において、下記のとおり土地改良財産共有対価交付金を交付したので、土地改良財産共有対価交付金交付要綱第8条の規定に基づき報告する。 | | | | | |
| 記(略) | 記(略) | | | | | |
| 別記様式第2-1号(略) | 別記様式第2-1号(略) | | | | | |

土地改良財産共有対価交付金交付要綱

昭和48年3月19日48構改B第931号 平成18年4月3日17農振第1904号 令和3年3月29日2農振第3057号最終改正

農林水産事務次官から

各 地 方 農 政 局 長 国土交通省北海道開発局長 内閣府沖縄総合事務局長 北 海 道 知 事

あて

(趣 旨)

第1条 土地改良法 (昭和24年法律第195号。以下「法」という。) 第94条の4の2第3項 の規定による都道府県に対する交付金の交付については、この要綱の定めるところによる。

(交付金の額等)

- 第2条 農林水産大臣は、法第94条の4の2第2項後段の規定による協議により土地改良 財産たる土地又は工作物その他の物件についての共有持分の対価が定められたときは、 同条第3項及び土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)第55条の3の規定により都 道府県に交付すべき交付金の額を決定するとともに、その旨を地方農政局長(北海道に あっては農林水産省農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同 じ。)に通知するものとする。
 - 2 地方農政局長は、前項の通知のあったときは、すみやかに当該都道府県に通知するものとする。

(交付金の請求)

第3条 都道府県は前条第1項の交付金の交付を受けようとするときは地方農政局長の定める日までに別記様式第1号による交付申請書を地方農政局長に提出するものとする。

(交付金の交付)

第4条 地方農政局長は前条の申請書の提出があった場合には、これを審査し、適当と認めたときは交付金の交付の通知をするものとする。

(使途の制限)

第5条 都道府県は、交付を受けた交付金のうち、当該共有持分を与えた土地改良財産に係る国営土地改良事業の負担金につき法第90条第2項、第3項、第4項、第5項及び第9項の規定により徴収した金額に相当する部分の額については、次条により土地改良区及び市町村(以下「土地改良区等」という。)に交付するものを除き、原則として当該国営土地改良事業の施行に係る地域における農業構造の改善に寄与することが明らかな事業に要する経費に充当しなければならない。

(土地改良区等に対する交付)

第6条 都道府県は、土地改良区等の請求に基づき交付を受けた交付金のうちから、当該 国営土地改良事業の負担金につき法第90条第4項、第5項又は第9項の規定により土地 改良区等から徴収した金額に相当する部分の額の全部又は一部を交付できるものとす る。

(土地改良区等に交付する場合の条件)

- 第7条 都道府県は、前条による交付に当たっては、法第90条第4項又は第5項の規定により土地改良区等が当該国営土地改良事業の事業参加資格者から徴収した金額に相当する部分の額については、次に掲げる経費に充当することを条件として交付しなければならない。
 - 1 当該国営土地改良事業の未償還負担金の一部に充当する経費
 - 2 当該国営土地改良事業により生じた土地改良施設の維持管理に要する経費
 - 3 その他当該国営土地改良事業の施行に係る地域における農業構造の改善に寄与する ことが明らかな事業に要する経費

(精算報告書)

第8条 第4条により交付金の交付を受けた都道府県は地方農政局長の定める日までに、 別記様式第2号による精算報告書を地方農政局長に提出するものとする。

(都道府県が土地改良区等へ交付した場合の監査)

第9条 都道府県は、第6条の規定により土地改良区等に交付を受けた交付金の一部を交付した場合にはその使途について監査をしなければならない。

(交付金の取消及び返還)

第10条 都道府県は、前条の規定による監査の結果、土地改良区等に第7条の規定に違反する行為があった場合には、交付した額の返還を求めることができるものとする。

(農林水産大臣の指示)

第11条 農林水産大臣は、都道府県に対し、交付金の使用に関して必要な指示をし、必要 と認める書類の提出を求めることができるものとする。

別記様式第1号

年度土地改良財産共有対価交付金交付申請書

文書番号 年 月 日

○ ○ 農 政 局 長 殿 「北海道にあっては農林水産省農村振興局長、

沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

○○県(都道府)知事 氏 名 年 月 日付けをもって決定通知のあった交付金、金 円を土地改良財産共 有対価交付金要綱第3条の規定により交付されたく下記の計画表を添付して申請する。

記

交付金交付計画表 (別記様式第1-1号による)

別記様式第1-1号(計画表)

| 区 | | | 分 | 当該土地改 良財産に係 る地元負担 部分に対す る負担比率 (A) | 交付金×(A) (B) | (B)のう ち事業参 加資格者 から徴収 した金額 | 土地改 良区等 に交付 する額 | 都道府県及 び土地改良 区等の使途 の 目 的 (計画) | 備考 |
|------------|-----|---|---|--|----------------|---------------------------------------|--------------------------|--|----|
| 0 | 0 | | 県 | % | 円 | 円 | 円 | | |
| \bigcirc | 〇 市 | 町 | 村 | | | | | | |
| | IJ | | | | | | | | |
| | IJ | | | | | | | | |
| 小 | | | 計 | | | | | | |
| 土 | 地 改 | 良 | 区 | | | | | | |
| | IJ | | | | | | | | |
| | IJ | | | | | | | | |
| 小 | | | 計 | | | | | | |
| 合 | | | 計 | | | | | | |

注)1 使途の目的欄は、使途の計画内容を具体的に記載し、計画が定まっているものがあれば資料を添付すること。

別記様式第2号

年度土地改良財産共有対価交付金精算報告書

文書番号 年 月 日

○○農政局長 殿 (別記様式第1号に同じ。)

> ○○県(都道府)知事 氏 名

年度において、下記のとおり土地改良財産共有対価交付金を交付したので、土地 改良財産共有対価交付金交付要綱第8条の規定に基づき報告する。

交付先明細表(別記様式第2-1号による)

別記様式第2-1号

| | /\ | | 交 付 額 | | + /- | . <i>F</i> | | П | /#: | ±z. | |
|--------|-----|---|-------|---|-----------------|------------|---|---|-----|-----|---|
| 区 | 分 | 計 | 画 | 実 | 績 | 交付 | 平 | 月 | Ħ | 備 | 考 |
| 0 | 〇県 | | 円 | | 円 | | | | | | |
| 0 0 | 市町村 | | | | | | | | | | |
| | IJ | | | | | | | | | | |
| | IJ | | | | | | | | | | |
| 小 | 計 | | | | | | | | | | |
| 土地 | 改良区 | | | | | | | | | | |
| | IJ | | | | | | | | | | |
| | IJ | | | | | | | | | | |
| 小 | 計 | | | | | | | | | | |
| 小 合 | 計 | | | | | | | | | | |

注)1. 交付金の交付の計画に変更があったときは、備考欄にその旨を記載すること。